厚労省、経産省、消費者庁連名のポスターが変更されました!!

これまでのポスター（2020年6月26日）

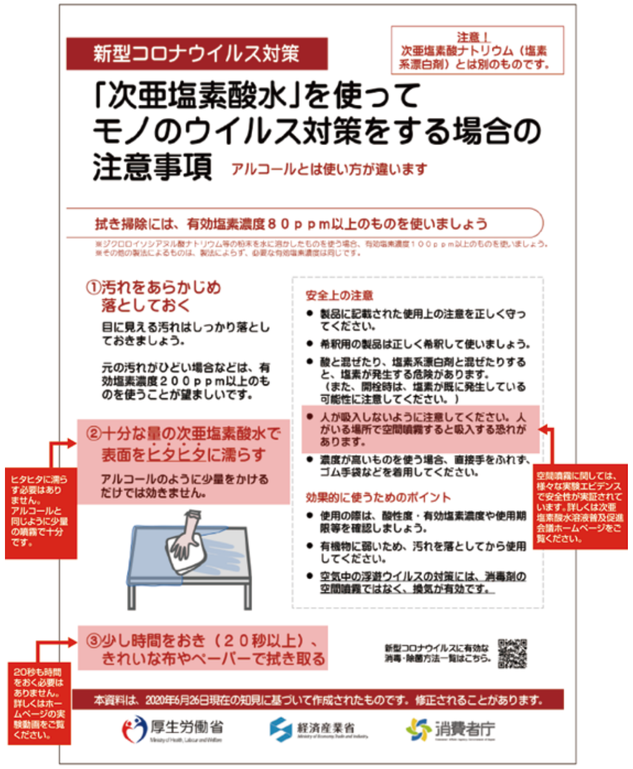

新しいポスター（2021年11月30日差し替え）

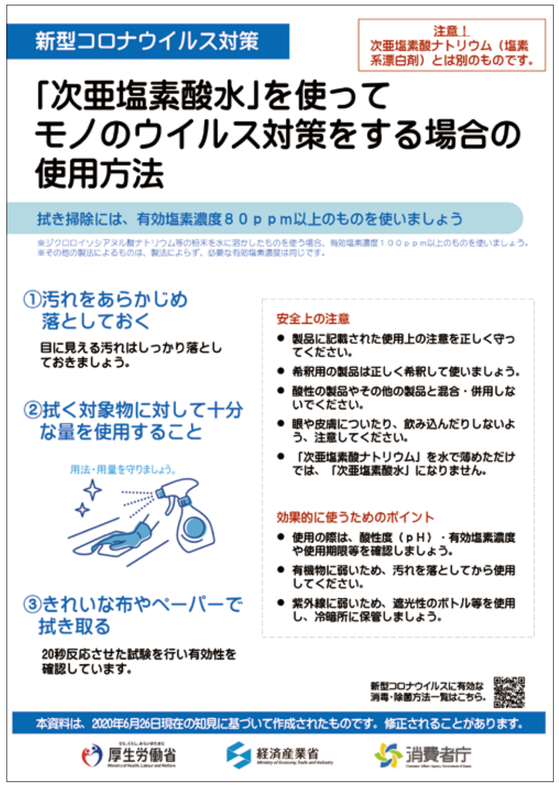

ヒタヒタポスターの誤りと変更の経緯

2020年6月24日NITEの最終発表で公開された厚労省、経産省、消費者庁連名で発表された「次亜塩素酸水を使ってのウイルス対策をする場合の注意事項」ポスターは、多くの点で科学的根拠がなくNITEが試験を行わなかったことについても記載されていたことからJFKではこのポスターは、感染対策として有効な次亜塩素酸水の活用を妨げる不公正なものであるとして各省に抗議を続けてきました。
「アルコールのように少量をかけるだけでは効かない」とか、「ヒタヒタに濡らす」とか、「20秒以上」の時間をおくとか、「人が吸入しないように注意してください」とか、どういう意図で誰が作成したものなのか次亜塩素酸水が実際のウィルス対策には活用できないかのような印象を与える意図的とも思われる文章となっていました。
JFKは次亜塩素酸水のウィルス対策の効果はアルコールと同等か、より短い時間で除菌することが可能であること、常識的にテーブルの上をヒタヒタにするほど濡らす必要はないこと、20秒とある時間は試験管実験の結果を見るために必要な作業時間であり、除菌にはアルコールと同等の使い方で充分であること、吸入する恐れがあるというあたかも次亜塩素酸水が危険な劇薬であるかのような印象を与えようとしているが、実際には事故事例も健康被害の根拠もないことなどを指摘してきました。

JFKでは、NITEの最終発表記者会見で委員長自らが「次亜塩素酸水を空間噴霧すると目に入ると結膜炎になり、気管支障害を起こす」と発言（後に否定）したことでも明らかなように空間噴霧について確信的に感染対策への活用を妨害する工作がなされたものと考えています。そもそもNITEでは空間噴霧の試験を行っていないにもかかわらず、あえて空間噴霧は危険であるという根拠の無い記載をしています。

後にNITE評価委員長の松本哲哉教授自身が「私は次亜塩素酸水の空間噴霧が危険とは言っていない」「このポスターの内容についての監修には関わっていない」と証言し、評価委員会の福崎三重大学教授も新型コロナウィルスの拭き取り実験などは解放状態で行えないことを指摘しています。本来、アルコールが不足したときの代替消毒剤として国民の健康のために実験したNITEの試験結果が、効果があると発表されたにもかかわらずその目的に反する注意事項が書かれたことにJFKとしては強く抗議するとともに、国会の場での質疑や議員連盟の提言等を経て修正を求め続け、11月30日にやっと本来の使用方法を示すポスターに修正されました。

次亜塩素酸水の空間噴霧への厚労省の見解が変更されました!

次亜塩素酸水の安全性については、数々の動物実験とヒトによる実験によっても証明されています。通常の製品を取り扱い説明書に沿って使用しても、労働安全衛生法に規制される数値500ppbの一桁以上低い数値にしかなりません。超音波加湿器によって霧状に噴霧されたミストは気化することで10～50ppb(ppbはppmの1／1000)程度の濃度のガスに変わり空気中の除菌を行います。
この数値はプール室内空間と同様の水準で人体には影響ありません。

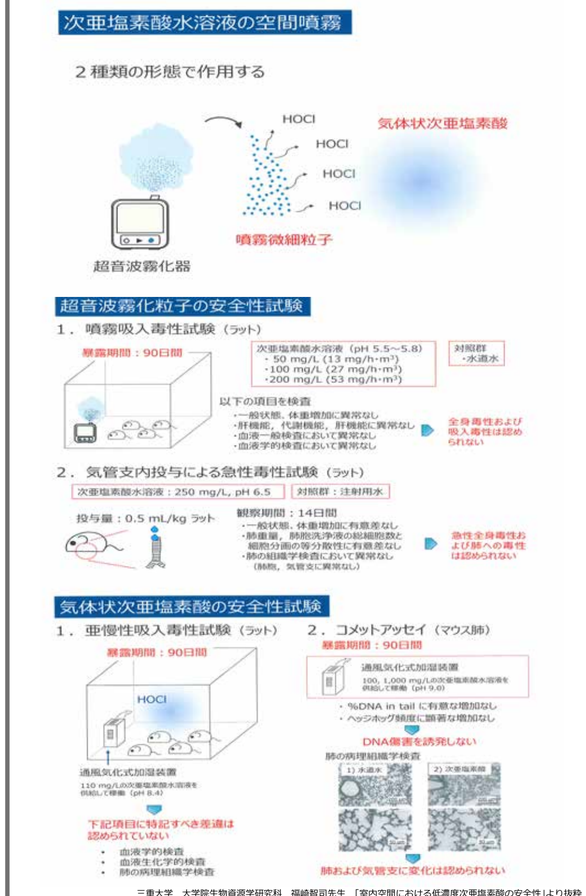

(一社)次亜塩素酸水溶液普及促進会議では会員メーカーの製品について厳正な検査を行い、ガイドラインに適合した製品にのみ品質認証シールを貼付しています。次亜塩素酸水製品を選択する際にはJFK品質認証シールのあるものからお選びください。

詳しくは 検索 ⇒ 次亜塩素酸水溶液普及促進会議

事　務　連　絡
令和３年10月21日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管（部）局　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」(NITE)において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところです。

近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりとりまとめた上、別添のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知くださるようお願いいたします。

記

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「５．（補論）空間噴霧について」[1]の【参考情報３】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」と記載しております。

これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨ですので、個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。

なお、同ホームページの「５．（補論）空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

[1] 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）５．（補論）空間噴霧について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

（別添）

【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

問　厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「５．（補論）空間噴霧について」の【参考情報３】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

（答）

世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の（空間）噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。

なお、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。

ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

検索➡厚労省労働省➡政策について➡分野別の政策一覧➡健康・医療 ⇒ 感染症情報➡新型コロナウイルス感染症について➡自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021年10月21日